

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズA）新旧対照表

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">第1 土地改良工事積算基準等の適用基準</p> <p>5. 前項2、3にかかわらず次のとおり運用する。</p> <p>(3) 間接工事費等を調整する場合の取扱い 随意契約方式が妥当と判断される場合は、平成29年3月17日付、28農検第1033号で通知の「農林水産部発注工事における間接工事費等の調整について」（参考資料-1）によるものとする。</p> <p>(4) 土地改良工事積算基準（土木工事）別表3、現場管理費率の補正值、及び共通仮設、別表3、共通仮設費率の補正值の運用 ア. 削除 イ. 削除 ウ. 削除</p> <p>ア. 山間僻地とは、 : 施工地域が人事委員会規則における特勤勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。 山間僻地該当地区：岡崎市のうち旧額田町、豊田市のうち旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村、設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村</p> <p>(5) 削除</p> <p>(5) 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 運搬費の算定 4建設機械等の運搬基地は別紙表1とする。</p> <p>資料-3 「農林水産部（農地林務関係）設計材料単価決定要領及び運用の改正について」 最新版へ差し替え</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="text-align: center;">第1 土地改良工事積算基準等の適用基準</p> <p>5. 前項2、3にかかわらず次のとおり運用する。</p> <p>(3) 近接して工事を発注する場合の取扱い 近接して工事を発注する場合は、平成23年6月24日付、23農検第215号で通知の「近接し工事を発注する場合の間接工事費等の調整について」（参考資料-1）によるものとする。</p> <p>(4) 土地改良工事積算基準（土木工事）別表3、現場管理費率の補正值、及び共通仮設、別表3、共通仮設費率の補正值の運用 ア. 注1) 市街地（D I D）に準ずる地区とは、 : 市街地（D I D）地区に工事区域の一部が掛かった場合、D I D地区外区域についてもD I D地区に準ずるとして、工事1件全体を同一補正する。 ただし、工事区域が分かれている場合、路線が別となる場合は区域、路線毎で判断し、対象金額の大きい方を適用する。 イ. 注2) ①一般交通の影響を受ける場合とは、 : 一般車両等の通行により、一時的に作業を中断、あるいは一般車両等の通行のため切替等が必要で一連の作業が連続して出来ない等、作業効率が落ちる場合とする。 ウ. 注2) ②地下埋設物件の影響を受ける場合とは、 : 重機械の作業範囲内で縦断方向に地下埋設物があり保護のため、作業効率が落ちる場合とする。 エ. 山間僻地とは、 : 施工地域が人事委員会規則における特勤勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。 山間僻地該当地区：岡崎市のうち旧額田町、豊田市のうち旧旭町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村、設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村</p> <p>(5) 土地改良事業等請負工事積算基準第5の2の(3)、及び共通仮設、第3の2適用 : 当分の間「設計変更における補正は原則として行わない」ものとする。 ただし、万一変更で補正しようとする場合は、本庁事業担当と協議するものとする。</p> <p>(6) 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 運搬費の算定 4建設機械等の運搬基地は別紙表1とする。</p> <p style="text-align: center;">1</p>

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズ④）新旧対照表

改定後	改定前
<p>6. 施設機械を土木工事にあわせ発注する場合の取扱 施設機械の製作並びに据付を含む工事については、機械製作者と土木業者とに分離して別件で発注することを原則とするが、特に一括発注する場合は下記要領による。</p> <p>(1) 一括契約し得る条件 次の2項目共に該当する場合とする。 ア. 施設機械の価格（現場据付費を除く）が少額で、施設機械を除いた純工事費の概ね30%以下で、かつ総額1,000万円以下の場合。 イ. 構造が簡単であり、現場据付は通常土木業者がなしうる程度のものである場合。</p> <p>(2) 積算方法 ア. 製作価格は1品目300万円以上のものについては施設機械製作据付工事の価格積算要領による。又300万円未満については土木工事の資材価格に準じて積算して差支えない。 イ. 据付工事価格は土地改良事業等請負工事積算基準による。</p> <p>7. 建築監理業務委託を行う場合の取扱 愛知県建設部 建築工事 設計・積算参考資料による。（ただし、積算書の数値処理については、「第2 数値の表示基準」による）</p> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>	<p>6. 施設機械を土木工事にあわせ発注する場合の取扱 施設機械の製作並びに据付を含む工事については、機械製作者と土木業者とに分離して別件で発注することを原則とするが、特に一括発注する場合は下記要領による。</p> <p>(1) 一括契約し得る条件 次の2項目共に該当する場合とする。 ア. 施設機械の価格（現場据付費を除く）が少額で、施設機械を除いた純工事費の概ね30%以下で、かつ総額1,000万円以下の場合。 イ. 構造が簡単であり、現場据付は通常土木業者がなしうる程度のものである場合。</p> <p>(2) 積算方法 ア. 製作価格は1品目300万円以上のものについては施設機械製作据付工事の価格積算要領による。又300万円未満については土木工事の資材価格に準じて積算して差支えない。 イ. 据付工事価格は土地改良事業等請負工事積算基準による。</p> <p>7. 建築監理業務委託を行う場合の取扱 愛知県建設部 建築工事 設計・積算参考資料による。</p> <p style="text-align: center;">- 3 -</p>

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズA）新旧対照表

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">第2 数値の表示基準</p> <p>1. 積算書の数値処理 土木工事、建築工事とも土地改良工事積算基準を参照。 なお、工事価格、業務価格は1,000円未満切り捨てるものとする。</p> <p>2. 材料の損失量 補助版標準積算システムの施工単価を使用する場合は、損失量等が自動的に補正されるので別途損失量等は考慮しない。ただし、特別単価等により直接材料を計上する場合は、「土地改良工事積算基準マニュアル」を参考に適宜損失量等を計上する。</p> <p style="text-align: center;">- 4 -</p>	<p style="text-align: center;">第2 数値の表示基準</p> <p>1. 積算書の数値処理 土地改良工事積算基準を参照。 なお、工事価格、業務価格は1,000円未満切り捨てるものとする。</p> <p>2. 材料の損失量 補助版標準積算システムの施工単価を使用する場合は、損失量等が自動的に補正されるので別途損失量等は考慮しない。ただし、特別単価等により直接材料を計上する場合は、「土地改良工事積算基準マニュアル」を参考に適宜損失量等を計上する。</p> <p style="text-align: center;">- 4 -</p>

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズ①）新旧対照表

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">第5 参 考 資 料</p> <p>資料-1</p> <p style="text-align: right;">28農検第1033号 平成29年 3月17日</p> <p>部内本庁関係課長 殿 部内関係地方機関の長</p> <p style="text-align: center;">農林水産部長</p> <p style="text-align: center;">農林水産部発注工事における間接工事費等の調整について（通知）</p> <p>農林水産部発注工事における間接工事費等の調整については「近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整について」（平成23年6月24日付け23農検第215号）及び「近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整についての一部改正について」（平成28年11月1日付け28農検第779号）により運用しているところですが、間接工事費等の調整について、その対象工事を随意契約方式による工事に限定し、今後下記により取り扱うこととしますので、適切に事務を行ってください。</p> <p>なお、「近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整について」（平成23年6月24日付け23農検第215号）及び「近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整についての一部改正について」（平成28年11月1日付け28農検第779号）は廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 内 容</p> <p>(1)近接工事施工業者を含めた指名競争入札及び一般競争入札においては、間接工事費等の調整は行わない。</p> <p>(2)随意契約方式が妥当と判断される場合は、間接工事費等の調整を行うこととし、別紙「随意契約方式に係る間接工事費等の調整方法」に基づき調整を行う。</p> <p>2. 適 用</p> <p>平成29年4月1日以降の指名審査会議に諮る工事</p> <p style="text-align: right;">担 当 契約グループ・工事検査グループ 電 話 052-961-2111（代表） 内 線 契約グループ3608・工事検査グループ3628 E-mail nourin-kensa@pref.aichi.lg.jp</p> <p style="text-align: center;">28</p>	<p style="text-align: center;">第5 参 考 資 料</p> <p>資料-1. 「近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整について」</p> <p style="text-align: right;">23農検第215号 平成23年 6月24日</p> <p>部内本庁関係課長 殿 部内関係地方機関の長</p> <p style="text-align: center;">農林水産部長</p> <p style="text-align: center;">近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整について（通知）</p> <p>このことについては、下記により取り扱うこととしますので、適切に事務を行ってください。</p> <p>なお、平成13年6月11日付け13農総第92号（農地関係）、及び平成13年6月11日付け13農総第93号（林務関係）の通知は廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 内 容</p> <p style="text-align: center;">別紙のとおり</p> <p>2 適 用 日</p> <p style="text-align: center;">平成23年7月1日以降の指名審査会議に諮る工事</p> <p style="text-align: right;">担当 農林検査課 契約グループ 農業土木工事検査グループ 森林土木工事検査担当</p> <p style="text-align: right;">電話 052-954-6394（契約グループ） -6400（農業土木工事検査グループ） -6399（森林土木工事検査担当）</p> <p style="text-align: right;">内線 3626（契約グループ） 3627（農業土木工事検査グループ） 3626（森林土木工事検査担当）</p> <p style="text-align: center;">28</p>

改定後	改定前
<p>別紙「随意契約方式に係る間接工事費等の調整方法」</p> <p>1 合算を行う工事（以下「合算工事」という。） 既契約工事の請負者と随意契約方式にて発注する工事 合算工事と合算の対象となる工事（以下「被合算工事」という。）の関係が次の全てに該当する場合とする。</p> <p>（1）工期が重複する工事</p> <p>①契約工期の内、工事着手日が設計図書等で指定された工事については、契約締結翌日から工事着手日の前日までの期間は重複の判断に含めない。 ②契約工期内に完了届の届出があった場合は届出の日をもって工期とする ③契約工期の変更があった場合、変更後の契約工期により、その都度合算対象となるかどうか判断する。</p> <p>（2）積算体系が同一の工事</p> <p>（3）同一事務所が所管する県発注工事</p> <p>①事務所に出入先機関がある場合は出入先機関管内とし、当該事務所は出入先機関管内を除く ②他事務所の管内で行う工事は当該他事務所が所管する県発注工事も対象</p> <p>2 合算の手続き 既契約工事の請負者と一者随意契約する場合には、当初設計書作成時に既契約工事設計書のうち合算工事契約時点で最新のものと合算を行うものとする。</p> <p>3 合算工事の変更 合算工事を設計変更する場合の合算は2で対象とした既契約工事の設計書とする。 （合算後における既契約工事の変更設計書は対象としない。）</p> <p>4 合算の考え方 原則として、合算工事と既契約工事の設計額の合計が、それらの工事を一括して1件の工事として積算した場合（以下「仮想工事」という。）の設計額と一致するよう調整する。 ただし、四捨五入、端数処理等により一致しない場合はやむを得ないものとする。 なお、合算における間接工事費等の計算は次のとおりとし、前払金支払い率による補正が必要となる場合は、合算工事の対象金額による補正率を全関連工事に適用して合算工事の一般管理費を計算するものとする。</p> <p>□合算工事の間接工事費等 ＝〔（仮想工事の間接工事費等対象金額） ×（仮想工事の間接工事費等対象金額における合算工事工種の率）〕 －〔（既契約工事の間接工事費等対象金額） ×（既契約工事の間接工事費等対象金額における合算工事工種の率）〕</p> <p style="text-align: center;">29</p>	<p>〔別紙〕 「近接工事の間接工事費等の調整（以下「合算」という。）方法」</p> <p>1 合算を行う工事（以下「合算工事」という。） 合算工事と合算の対象となる工事（以下「被合算工事」という。）の関係が次の全てに該当する場合とする。</p> <p>（1）契約工期が重複する工事 （契約工期内に完了届の届出があった場合は届出の日をもって工期とする）</p> <p>（2）別添「近接工事の取扱」に該当する工事</p> <p>（3）請負工事の積算体系が同一の工事</p> <p>（4）同一事務所が所管する県発注工事 ①事務所に出入先機関がある場合は出入先機関管内とし、当該事務所は出入先機関管内を除く ②他事務所の管内で行う工事は当該他事務所が所管する県発注工事も対象</p> <p>2 合算の手続き 合算工事が被合算工事と同一業者が受注した場合は、合算を行う。 なお、合算を行う可能性がある工事を発注する場合には、発注しようとする工事の一般競争入札の公告または指名競争入札の通知書に条件明示する。ただし、既契約工事の請負者と一者随意契約する場合には、当初設計書作成時に合算を行うものとする。 また、合算に伴う契約変更手続きは、愛知県農林水産部設計変更事務取扱要領により行うものとする。</p> <p>3 合算の対象となる被合算工事の設計書</p> <p>（1）同日で契約した合算工事は、各工事の当初設計書とする。 （2）追加発注で契約した工事は、被合算工事設計書のうち合算工事契約時点で最新のものとする。 （3）合算工事を設計変更する場合の合算は（1）または（2）で対象とした設計書とする。（合算後における被合算工事の変更設計書は対象としない。）</p> <p>4 合算の考え方 原則として、合算工事と被合算工事の設計額の合計が、それらの工事を一括して1件の工事として積算した場合（以下「仮想工事」という。）の設計額と一致するよう調整する。 ただし、四捨五入、端数処理等により一致しない場合はやむを得ないものとする。 なお、合算における間接工事費等の計算は次のとおりとする。</p> <p>（1）同日契約の場合 合算工事の間接工事費等 ＝（合算工事の間接工事費等対象金額） ×（仮想工事の間接工事費等対象金額における合算工事工種の率）</p> <p>（2）追加発注の場合 合算工事の間接工事費等 ＝〔（仮想工事の間接工事費等対象金額） ×（仮想工事の間接工事費等対象金額における合算工事工種の率）〕 －〔（被合算工事の間接工事費等対象金額） ×（被合算工事の間接工事費等対象金額における合算工事工種の率）〕</p> <p style="text-align: center;">29</p>

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズA）新旧対照表

改定後												改定前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 工事 地区 様式(追加合算) </div>												第5. 計 算 方 法 (1) 基本式 $S = T \times R$ 但し、S=諸経費 $T = \text{諸経費対象金額}$ $R = T \text{ に対応する諸経费率}$ (注) Rは前払金支払率による補正が必要な場合は、補正後の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>案件工事名</th> <th>上期</th> <th>施工地域・施工期区分</th> <th>前払金支払割合</th> <th>上期区分</th> </tr> <tr> <td>A(造賦)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B(仮築)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C(修)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D(修)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												区分	案件工事名	上期	施工地域・施工期区分	前払金支払割合	上期区分	A(造賦)						B(仮築)						C(修)						D(修)						(2) 添字による工事名等の表示 ①右添字は工事名を表し、連添字は複合工事の合計を表す。 例、 $T_A = A \text{ 工事の諸経費対象金額}$ $T_{ABC} = T_A + T_B + T_C$ $R_A = T_A \text{ に対応する諸経费率}$ $R_{ABC} = (T_A + T_B + T_C) \text{ に対応する仮想工事の諸経费率}$ $S_A = A \text{ 工事の計算上の諸経費}$ $S_{ABC} = (A + B + C) \text{ の仮想工事の諸経費}$ ②左添字は工種を明示する必要があるときに表示する。 例、 $A R_H = B \text{ 工事 } T_B \text{ に対応する } A \text{ 工事の工種に相当する率}$ $A R_{ABC} = (A + B + C) \text{ 仮想工事の } T_{ABC} \text{ に対応する } A \text{ 工事の工種に相当する率}$																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区分	案件工事名	上期	施工地域・施工期区分	前払金支払割合	上期区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
A(造賦)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
B(仮築)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
C(修)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
D(修)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3">項 目</th> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">仮想全体工事</th> <th colspan="2">仮想既発注工事</th> <th colspan="2">当該工事</th> <th colspan="2">既発注工事</th> <th colspan="2">既発注工事</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B</th> <th colspan="2">C</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>率(%)</th> <th>金額</th> <th>率(%)</th> <th>金額</th> <th>率(%)</th> <th>金額</th> <th>率(%)</th> <th>金額</th> <th>率(%)</th> </tr> </table>												項 目	工種区分	仮想全体工事		仮想既発注工事		当該工事		既発注工事		既発注工事						A		B		C		金額	率(%)	金額	率(%)	金額	率(%)	金額	率(%)	金額	率(%)	(3) 諸経費の補正 前払金支払い率による補正 当該工事の対象金額による補正率を全関連工事に適用して当該工事の一般管理費を計算するものとする。 (4) 計算式の例示 ①複数工事A、B、Cを同日入札する場合 $S_A = T_A \times A R_{ABC}$ ②複数工事A、BにC工事を追加発注する場合 $S_C = T_{ABC} \times C R_{ABC} - T_{AB} \times C R_{AB}$ ③関連工事の中に既調整工事を含む場合 既調整の有無に関係なく、仮想工事として再計算して当該工事の調整を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
項 目	工種区分	仮想全体工事		仮想既発注工事		当該工事		既発注工事		既発注工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						A		B		C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		金額	率(%)	金額	率(%)	金額	率(%)	金額	率(%)	金額	率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 合算全体工事価格</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 工事原価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 ・ ・ ・ 仮設工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 ・ ・ ・ 直設工事費 (仮設工を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 ・ ・ ・ 直設工事費 (仮設工)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 ・ ・ ・ 間接工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 ・ ・ ・ 共通仮設費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 ・ ・ ・ 事業損失防止施設費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通仮設費対象金額(3+4+5+7+8+17+22+24+26+27+28)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 ・ ・ ・ 運搬費～河路費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 ・ ・ ・ 運搬費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 ・ ・ ・ 押入れ費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 ・ ・ ・ 安全費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 ・ ・ ・ 役務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 ・ ・ ・ 技術管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 ・ ・ ・ 労務費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場管理費対象金額(9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+21+26+28)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 ・ ・ ・ 現場管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 ・ ・ ・ 官賃額 (既工・事業損失防止)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 ・ ・ ・ 官賃額 (既工・事業損失防止除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費対象金額(9+16+26)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 ・ ・ ・ 一般管理費等(除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 ・ ・ ・ 一括計上価格</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 支給品費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 支給品費 (既工・事業損失防止)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 処分費等 (直設工事費の内訳)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 処分費 (運搬費の内訳)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 処分費 (事業損失防止施設費内訳)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26 処分費等(準対象外)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27 共通仮設費算定内除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 共通仮設費・現場管理費算定内除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29 純工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 諸仮比率 (既発注金額÷工事価格)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 契約金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 仮設契約金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 消費後相違額 (8%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												1 合算全体工事価格												2 工事原価												3 ・ ・ ・ 仮設工事費												4 ・ ・ ・ 直設工事費 (仮設工を除く)												5 ・ ・ ・ 直設工事費 (仮設工)												6 ・ ・ ・ 間接工事費												7 ・ ・ ・ 共通仮設費												8 ・ ・ ・ 事業損失防止施設費												共通仮設費対象金額(3+4+5+7+8+17+22+24+26+27+28)												9 ・ ・ ・ 運搬費～河路費等												10 ・ ・ ・ 運搬費												11 ・ ・ ・ 押入れ費												12 ・ ・ ・ 安全費												13 ・ ・ ・ 役務費												14 ・ ・ ・ 技術管理費												15 ・ ・ ・ 労務費等												現場管理費対象金額(9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+21+26+28)												16 ・ ・ ・ 現場管理費												17 ・ ・ ・ 官賃額 (既工・事業損失防止)												18 ・ ・ ・ 官賃額 (既工・事業損失防止除く)												一般管理費対象金額(9+16+26)												19 ・ ・ ・ 一般管理費等(除く)												20 ・ ・ ・ 一括計上価格												21 支給品費												22 支給品費 (既工・事業損失防止)												23 処分費等 (直設工事費の内訳)												24 処分費 (運搬費の内訳)												25 処分費 (事業損失防止施設費内訳)												26 処分費等(準対象外)												27 共通仮設費算定内除額												28 共通仮設費・現場管理費算定内除額												29 純工事費												契約金額												・ 諸仮比率 (既発注金額÷工事価格)												・ 契約金額												・ 仮設契約金額												・ 消費後相違額 (8%)												(5) 様式及び計算例 別添のとおり ただし、この様式により難い場合は適宜計算して差支えないものとする。											
1 合算全体工事価格																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 工事原価																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 ・ ・ ・ 仮設工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4 ・ ・ ・ 直設工事費 (仮設工を除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5 ・ ・ ・ 直設工事費 (仮設工)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6 ・ ・ ・ 間接工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7 ・ ・ ・ 共通仮設費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8 ・ ・ ・ 事業損失防止施設費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
共通仮設費対象金額(3+4+5+7+8+17+22+24+26+27+28)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9 ・ ・ ・ 運搬費～河路費等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10 ・ ・ ・ 運搬費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11 ・ ・ ・ 押入れ費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12 ・ ・ ・ 安全費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13 ・ ・ ・ 役務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14 ・ ・ ・ 技術管理費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
15 ・ ・ ・ 労務費等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
現場管理費対象金額(9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+21+26+28)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
16 ・ ・ ・ 現場管理費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
17 ・ ・ ・ 官賃額 (既工・事業損失防止)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
18 ・ ・ ・ 官賃額 (既工・事業損失防止除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
一般管理費対象金額(9+16+26)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
19 ・ ・ ・ 一般管理費等(除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
20 ・ ・ ・ 一括計上価格																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
21 支給品費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
22 支給品費 (既工・事業損失防止)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
23 処分費等 (直設工事費の内訳)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
24 処分費 (運搬費の内訳)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
25 処分費 (事業損失防止施設費内訳)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
26 処分費等(準対象外)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
27 共通仮設費算定内除額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
28 共通仮設費・現場管理費算定内除額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
29 純工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
契約金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 諸仮比率 (既発注金額÷工事価格)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 契約金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 仮設契約金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
・ 消費後相違額 (8%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
※1 当該工事が契約保証費の計上対象である場合、当該工事種の一般管理費等金額には契約保証費を含む。												※1 当該工事が契約保証費の計上対象である場合、当該工事種の一般管理費等金額には契約保証費を含む。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
30												30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズA）新旧対照表

改定後

計算例(追加合算)

区分	管水路工事	上期	施工地域・施工場所区分	前払い金支出割合	上期区分
A(国債)	〇〇事業 〇〇地区 管水路その1工事	〇〇年度(〇〇年度から〇〇年度)の期間	〇〇	35%を越え40%以下	管水路工事
B(国債)	〇〇事業 〇〇地区 管水路その1工事	〇〇年度(〇〇年度から〇〇年度)の期間	〇〇	35%を越え40%以下	農道工事
C(県)	—	—	—	—	—
D(市)	—	—	—	—	—

項目	工種区分	假想全体工事		假想既発注工事		当該工事		残存注工事	
		管水路工事		管水路工事		A		B	
		金額	率(%)	金額	率(%)	金額	率(%)	金額	率(%)
1. 合算全体工事総額		105,511,000		46,429,000		59,102,000		46,983,000	
2. 工事原価		92,312,000		40,127,000		52,185,000		40,597,000	
3. . . . 直接工事費		70,000,000		30,000,000		40,000,000		30,000,000	
4. . . . 間接工事費(仮設土を除く)		70,000,000		30,000,000		40,000,000		30,000,000	
5. . . . 直接工事費(仮設土)		0		0		0		0	
6. . . . 間接工事費		22,312,000		10,127,000		12,185,000		10,597,000	
7. . . . 共同仮設費		5,431,000		2,566,000		2,865,000		2,968,000	
8. . . . 準備費(仮)仕立管理費		0		0		0		0	
9. 仮設土費(仮)合計(8+17+18+21+26+28)		59,120,000		28,302,000		36,818,000		28,593,000	
10. . . . 共同仮設費(仮)合計		106,431,000		74,931,000		93,683,000		74,153,000	
11. . . . 共同仮設費		0		0		0		0	
12. . . . 共同仮設費		0		0		0		0	
13. . . . 役務費		0		0		0		0	
14. . . . 技術管理費		0		0		0		0	
15. . . . 芸術費等		0		0		0		0	
現場管理費対象金額(3+7+17+18+21+26+28)		74,531,000		31,466,000		39,066,000		31,868,000	
16. . . . 現場管理費		206,431,000		27,850		34,000		3,370,000	
17. . . . 仮設土費(仮)合計(9+10+11+12+13+14+15)		0		0		0		0	
18. . . . 仮設土費(仮)合計(9+10+11+12+13+14+15)		0		0		0		0	
19. 仮設土費(仮)合計(9+10+11+12+13+14+15)		59,120,000		28,302,000		36,818,000		28,593,000	
20. . . . 共同仮設費(仮)合計		106,431,000		74,931,000		93,683,000		74,153,000	
21. . . . 共同仮設費		0		0		0		0	
22. 共同仮設費(仮)合計(20+21)		106,431,000		74,931,000		93,683,000		74,153,000	
23. 共同仮設費(仮)合計(20+21)		0		0		0		0	
24. 共同仮設費(仮)合計(20+21)		0		0		0		0	
25. 共同仮設費(仮)合計(20+21)		0		0		0		0	
26. 共同仮設費(仮)合計(20+21)		0		0		0		0	
27. 共同仮設費(仮)合計(20+21)		0		0		0		0	
28. 共同仮設費(仮)合計(20+21)		0		0		0		0	
29. 共同仮設費(仮)合計(20+21)		75,431,000		32,566,000		42,865,000		32,968,000	

契約金額	積算率	積算金額
55,000,000	61.926,000/0.8815932248	
56,600,780		
52,491,000		
4,199,280		

共通仮設費、現場管理費、一般管理費の率を算定する際、仮想全体工事及び仮想既発注工事の工種区分は、「当該工事」の工種区分とする。

上記の率は、平成28年度 農林水産省 土地改良工事積算基準(土木工事)に基づき算出している。

※1 当該工事が契約保証費の計上対象である場合、当該工事欄の一般管理費等金額には契約保証費を含む。

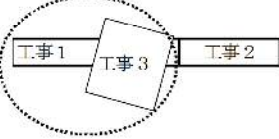
改定前

別添 「近接工事の取扱」

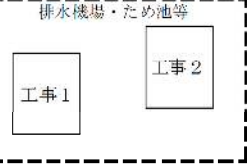
近接工事は「同一の場所又は近接した場所」に位置する工事とし、以下の説明図によるものとする。

【取扱の説明図】

○同一の場所

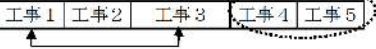


工区が重なる工事1と工事3は合算となる



排水機場、ため池等一つの施設内を「同一の場所」として扱い、工事1と工事2は合算となる

○近接した場所



工区が接していない工事1と工事3の場合は、合算しない
 工区が接している工事4と工事5の場合は、合算となる

※工事4と工事5の間に道路・水路等が横断し、工区が接しない場合において、工事4と工事5が道路・水路等を迂回することなく常時行き来でき、直接指示等ができる関係にあるものは接しているものとして扱い、合算となる。

注) 1つの工事において、工事現場が複数ある場合は、合算を行わない。

改定後	改定前																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
P32～35 ページ数繰上げ	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">事業 地区 工事 設計額修正計算表(同日入札の場合) 様式-1の1</div> <div style="margin-bottom: 5px;">関連業者名</div> <div style="margin-bottom: 5px;">発注工事名 A 発注工事名 B 発注工事名 C 単位:千円</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号 分類</th> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">工事区分 (算式)</th> <th>仮想全体工事</th> <th colspan="3">同日発注工事名</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>X=A+B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ア</td><td>工 期</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>イ</td><td>施行地域・施行場所区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ウ</td><td>工種及び修正区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>直接工事費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>直接工事費(処分費を除く)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>直接工事費(処分費等)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>官給品費+官貸額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>事業損失防止施設費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>処分費等(率対象分)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>共通仮設費率計上分対象額</td><td>2+4+5+6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>” 率(運搬費～営繕費等)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>” の補正値</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>” 率</td><td>8+9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>” 金額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>運搬費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13A</td><td>準備費(処分費を除く)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13B</td><td>準備費(処分費)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>安全費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>役務費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>技術管理費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>営繕費等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>共通仮設費計</td><td>5+11+12～17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>現場管理費対象額</td><td>7+18-5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>” 率</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>” の補正値</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>” 率</td><td>20+21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>現場管理費の金額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>一般管理費対象額</td><td>19+23-4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>” 率</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>” の補正係数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>” 率</td><td>25×26</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>一般管理費等の金額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>契約保証金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>一括計上価格</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td>工事価格</td><td>24+28+29+(3-6)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号 分類	項 目	工事区分 (算式)	仮想全体工事	同日発注工事名			備考	X=A+B	A	B	C	ア	工 期							イ	施行地域・施行場所区分							ウ	工種及び修正区分							1	直接工事費							2	直接工事費(処分費を除く)							3	直接工事費(処分費等)							4	官給品費+官貸額							5	事業損失防止施設費							6	処分費等(率対象分)							7	共通仮設費率計上分対象額	2+4+5+6						8	” 率(運搬費～営繕費等)							9	” の補正値							10	” 率	8+9						11	” 金額							12	運搬費							13A	準備費(処分費を除く)							13B	準備費(処分費)							14	安全費							15	役務費							16	技術管理費							17	営繕費等							18	共通仮設費計	5+11+12～17						19	現場管理費対象額	7+18-5						20	” 率							21	” の補正値							22	” 率	20+21						23	現場管理費の金額							24	一般管理費対象額	19+23-4						25	” 率							26	” の補正係数							27	” 率	25×26						28	一般管理費等の金額							29	契約保証金							30	一括計上価格							31	工事価格	24+28+29+(3-6)					
番号 分類	項 目				工事区分 (算式)	仮想全体工事	同日発注工事名			備考																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		X=A+B	A	B		C																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ア	工 期																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
イ	施行地域・施行場所区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
ウ	工種及び修正区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1	直接工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	直接工事費(処分費を除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	直接工事費(処分費等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	官給品費+官貸額																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	事業損失防止施設費																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	処分費等(率対象分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	共通仮設費率計上分対象額	2+4+5+6																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8	” 率(運搬費～営繕費等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9	” の補正値																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10	” 率	8+9																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11	” 金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	運搬費																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13A	準備費(処分費を除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13B	準備費(処分費)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14	安全費																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15	役務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16	技術管理費																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	営繕費等																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	共通仮設費計	5+11+12～17																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
19	現場管理費対象額	7+18-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
20	” 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	” の補正値																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	” 率	20+21																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
23	現場管理費の金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	一般管理費対象額	19+23-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
25	” 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	” の補正係数																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	” 率	25×26																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
28	一般管理費等の金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29	契約保証金																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	一括計上価格																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31	工事価格	24+28+29+(3-6)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

改定後		改定前				
		<例>				
		○○ 事業 ○○ 地区道工事その1 工事 設計額修正計算表(同日発注の場合) 様式-1の1				
		関連業者名				
		発注工事名 A 農道工事その1 発注工事名 B 管水路その1 発注工事名 C0 単位:千円				
番号 分類	項目	工事区分 (算式)	同日発注工事名			備考
			仮想全体工事 X=A+B	A	B	
ア	工 期		M33.1.0 M33.1.0	H12.8.10 H13.3.10		
イ	施行地域・施行場所区分			影響を受けない	影響を受けない	
ウ	工種及び修正区分		農道工事	管水路工事		
1	直接工事費		350000	256000		
2	直接工事費(処分費等を除く)		350000	250000		
3	直接工事費(処分費等)			6000		
4	官給品費+官賃額			0		
5	事業損失防止施設費			0		
6	処分費等(率対象分)			6000		
7	共通仮設費率計上分対象額 2+4+5+6	(A)+(B)の額	60000	256000		
8	率(運搬費~営繕費等)	60600の農道の率	0.0891	0.0825		60600の管水路の率
9	の補正值		0	0		
10	率	8+9	0.0891	0.0825		
11	金額	35500×率	3119	1828		25600×率
12	運搬費		20000	20000		
13A	準備費(処分費を除く)	積 上 げ 分				
13B	準備費(処分費)					
14	安全費					
15	役務費					
16	技術管理費		1000			
17	営繕費等					
18	共通仮設費計 5+11+12~17	(C)+(D)の額	5219	3362		
19	現場管理費対象額 7+18-5	(E)の額	40219	28962		
20	率	69181の農道の率	0.2259	0.2095		69181の管水路の率
21	の補正值		0	0		
22	率	20+21	0.2259	0.2095		
23	現場管理費の金額	40219×率	9085	6068		28962×率
24	一般管理費対象額 19+23-4	(F)の額	49304	35030		
25	率	(G)+(H)の額	0.1121	0.1121		8434の管水路の率
26	の補正係数	8434の農道の率	1.0000	1.0000		
27	率	25×26	0.1121	0.1121		
28	一般管理費等の金額	49304×率	5526	3926		35030の率
29	契約保証金		20	14		
30	一括計上価格		5000	3000		
31	工事価格 24+28+29+30(3-6)		55330	39256		

改定後	改定前																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	事業 地区 工事 設計額修正計算表(追加発注の場合) 様式-1の2 関連業者名 発注工事名 A 発注工事名 B 単位:千円																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号 分類</th> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">工事区分 (算式)</th> <th>仮想全体工事</th> <th>仮増発注工事</th> <th>当該工事</th> <th>既発注工事</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>X=A+B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>工 期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>施行地域・施行場所区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>工種及び修正区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>直接工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>直接工事費(処分費等を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>直接工事費(処分費等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>官給品費+官貸額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>事業損失防止施設費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>処分費等(率対象分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>共通仮設費率計上対象額</td> <td>2+4+5+6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>〃 率(運搬費～営繕費等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>〃 の補正值</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>〃 率</td> <td>8+9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>〃 金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>運搬費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13A</td> <td>準備費(処分費は除く)</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">積 上 げ 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13B</td> <td>準備費(処分費)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>安全費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>役務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>技術管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>営繕費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>共通仮設費計</td> <td>5+11+12~17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>現場管理費対象額</td> <td>7+18-5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>〃 率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>〃 の補正值</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>〃 率</td> <td>20+21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>現場管理費の金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>一般管理費対象額</td> <td>19+23-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>〃 率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>〃 の補正係数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>〃 率</td> <td>25×26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>一般管理費等の金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>契約保証金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>一括計上価格</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>工事価格</td> <td>24+28+29+30(3-6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号 分類	項 目	工事区分 (算式)	仮想全体工事	仮増発注工事	当該工事	既発注工事	備考	X=A+B	A	B	C	ア	工 期							イ	施行地域・施行場所区分							ウ	工種及び修正区分							1	直接工事費							2	直接工事費(処分費等を除く)							3	直接工事費(処分費等)							4	官給品費+官貸額							5	事業損失防止施設費							6	処分費等(率対象分)							7	共通仮設費率計上対象額	2+4+5+6						8	〃 率(運搬費～営繕費等)							9	〃 の補正值							10	〃 率	8+9						11	〃 金額							12	運搬費							13A	準備費(処分費は除く)	積 上 げ 分						13B	準備費(処分費)						14	安全費						15	役務費						16	技術管理費						17	営繕費等							18	共通仮設費計	5+11+12~17						19	現場管理費対象額	7+18-5						20	〃 率							21	〃 の補正值							22	〃 率	20+21						23	現場管理費の金額							24	一般管理費対象額	19+23-4						25	〃 率							26	〃 の補正係数							27	〃 率	25×26						28	一般管理費等の金額							29	契約保証金							30	一括計上価格							31	工事価格	24+28+29+30(3-6)					
番号 分類	項 目				工事区分 (算式)	仮想全体工事	仮増発注工事	当該工事		既発注工事	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		X=A+B	A	B		C																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ア	工 期																																																																																																																																																																																																																																																																																																
イ	施行地域・施行場所区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ウ	工種及び修正区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	直接工事費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2	直接工事費(処分費等を除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	直接工事費(処分費等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4	官給品費+官貸額																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5	事業損失防止施設費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
6	処分費等(率対象分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
7	共通仮設費率計上対象額	2+4+5+6																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	〃 率(運搬費～営繕費等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9	〃 の補正值																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10	〃 率	8+9																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	〃 金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12	運搬費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13A	準備費(処分費は除く)	積 上 げ 分																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13B	準備費(処分費)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
14	安全費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
15	役務費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
16	技術管理費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
17	営繕費等																																																																																																																																																																																																																																																																																																
18	共通仮設費計	5+11+12~17																																																																																																																																																																																																																																																																																															
19	現場管理費対象額	7+18-5																																																																																																																																																																																																																																																																																															
20	〃 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																
21	〃 の補正值																																																																																																																																																																																																																																																																																																
22	〃 率	20+21																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	現場管理費の金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																
24	一般管理費対象額	19+23-4																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	〃 率																																																																																																																																																																																																																																																																																																
26	〃 の補正係数																																																																																																																																																																																																																																																																																																
27	〃 率	25×26																																																																																																																																																																																																																																																																																															
28	一般管理費等の金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																
29	契約保証金																																																																																																																																																																																																																																																																																																
30	一括計上価格																																																																																																																																																																																																																																																																																																
31	工事価格	24+28+29+30(3-6)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	34																																																																																																																																																																																																																																																																																																

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズA）新旧対照表

改定後		改定前					
		<例>					
		○○ 事業 ○○地区管水路その1 工事 設計額修正計算表(追加発注の場合) 様式-1の2 関連業者名					
		発注工事名 A 管水路その1		発注工事名 B 農道工その1		単位:千円	
番号 分類	項目	工事区分 (算式)	仮想全体工事	仮想既発注工事	当該工事	既発注工事	備考
			X=A+B	A	B	C	
ア	工 期				M33.1.0 M33.1.0	H12.6.30 H13.2.19	
イ	施行地域・施行場所区分				影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない
ウ	工種及び修正区分			管水路工事	管水路工事	農道工事	
1	直接工事費		当該工事 の工種	308000	233000	308000	
2	直接工事費(処分費等を除く)			300000	200000	300000	
3	直接工事費(処分費等)			8000	33000	8000	
4	官給品費+官貸額			0	0	0	
5	事業損失防止施設費			0	0	0	
6	処分費等(率対象分)			8000	6999	8000	
7	共通仮設費率計上対象額 2+4+5+6		51499	308000	206999		
8	率(運搬費~営繕費等)		0.0840	0.0890			
9	の補正值		0.0	0.0			
10	率	8+9	0.0840	0.0890			
11	金額		4326	2741	1585		
12	運搬費			2800	2000		
13A	準備費(処分費は除く)			0	0		
13B	準備費(処分費)			0	0		
14	安全費			0	0		
15	役務費			0	0		
16	技術管理費			0	100		
17	営繕費等			0	0		
18	共通仮設費計	5+11+12~17		5541	3685		
19	現場管理費対象額	7+18-5	60725	36341	24384		
20	率	60725の率	0.2105	0.214	36341の率		
21	の補正值		0.0	0.0			
22	率	20+21	0.2105	0.2143			
23	現場管理費の金額		12783	7788	4995		
24	一般管理費対象額	19+23-4	73508	44129	29379		
25	率	73508の率	0.1137	0.1194	44129の率		
26	の補正係数		1.0000	1.0000			
27	率	25×26	0.1137	0.1194			
28	一般管理費等の金額		8357	5269	3088		
29	契約保証金			18	12		
29	一括計上価格			300	500		
31	工事価格	24+28+29+30(3-6)		49716	35580		

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズA）新旧対照表

改定後 農林水産部（農地林務関係）設計材料単価決定要領（新）	改定前 農林水産部（農地林務関係）設計材料単価決定要領（旧）
<p>第1章 総則 (総則) 第1条 (省略)</p> <p>(設計材料単価の構成) 第2条 (省略)</p> <p>第2章 使用優先順位 (使用優先順位) 第3条 設計材料単価の使用優先順位は、<u>原則</u>下記による。</p> <p>1位 設計単価 2位 物価資料単価 3位 特別調査単価 4位 検討資料単価 5位 個別見積単価</p> <p>第3章 設計単価 (設計単価) 第4条 (省略)</p> <p>(設計単価の制定) 第5条 (省略)</p> <p>第4章 その他の設計材料単価 (物価資料単価) 第6条 物価資料単価は、物価資料に掲載されている価格の平均値（平均値の有効桁は価格の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とし、有効桁以降は切り捨てるものとする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。）を採用するものとする。なお、一方の資料にしか掲載されていない場合は、その掲載価格をもって決定するものとする。ただし、公表価格として掲載されている価格は、<u>メーカー等の希望販売価格であり、実勢取引価格と異なるため</u>採用しないものとする。</p> <p>(特別調査単価) 第7条 (省略)</p>	<p>第1章 総則 (総則) 第1条 この要領は、愛知県農林水産部の農地林務関係における工事価格積算等に必要設計材料等の単価（以下、「設計材料単価」という。）の決定方法及び決定された単価の取扱いについて定めるものとする。</p> <p>(設計材料単価の構成) 第2条 設計材料単価は、次の各号に掲げるものをもって構成するものとする。</p> <p>一 愛知県農林水産部（農地林務関係）設計単価（以下、「設計単価」という。） 二 (一財)建設物価調査会が出版する「建設物価」「土木コスト情報」「建築コスト情報」等及び(一財)経済調査会が出版する「積算資料」「土木施工単価」「建築施工単価」等（以下、「物価資料」という。）を参考に定める単価（以下、「物価資料単価」という。） 三 市場での取引の実例に基づく価格及び価格の変動状況を適切に把握することのできる専門的な機関（以下、「物価調査機関」という。）に価格実態調査を委託して定める単価（以下、「特別調査単価」という。） 四 建設部の定める単価表を参考に定める単価（以下、「検討資料単価」という。） 五 個別見積単価</p> <p>第2章 使用優先順位 (使用優先順位) 第3条 設計材料単価の使用優先順位は下記による。</p> <p>1位 設計単価 2位 物価資料単価 3位 特別調査単価 4位 検討資料単価 5位 個別見積単価</p> <p>第3章 設計単価 (設計単価) 第4条 設計単価は、次の各号に掲げるものをもって構成し、決定方法は当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 機械損料は、土地改良事業等請負工事機械経費算定基準又は森林整備保全事業建設機械経費積算要領（以下、「機械経費算定基準等」という。）により定める。なお、機械経費算定基準等のうち、設計単価として示さないものであっても、設計単価に準じた取扱いとする。 二 労務単価は、公共事業労務費調査連絡協議会（農林水産省・国土交通省）で決定された基準額、及び設計業務委託等技術者単価など農林水産省から参考通知されるものにより定める。 三 材料単価は、主に前年度使用実績のあった設計材料のうち、本庁で設計材料単価調査し決定したもの及び物価資料を参考に決定したものにより定める。</p> <p>(設計単価の制定) 第5条 農林水産部長（以下、「部長」という。）は、前条により選定された設計材料について毎年度設計単価を制定するものとし、その制定時期は別に定める。</p> <p>2 部長は、当該材料の価格変動により、設計単価の改定が必要と判断される場合、設計単価の改定を行うものとする。</p> <p>第4章 その他の設計材料単価 (物価資料単価) 第6条 物価資料単価は、物価資料に掲載されている価格の平均値（平均値の有効桁は価格の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とし、有効桁以降は切り捨てるものとする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。）を採用するものとする。なお、一方の資料にしか掲載されていない場合は、その掲載価格をもって決定するものとする。ただし、公表価格は採用しないものとする。</p> <p>(特別調査単価) 第7条 特別調査単価の調査方法、調査時期等必要な事項については、部長が別に定める。</p>

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズA）新旧対照表

改定後	改定前
<p>(個別見積単価) 第8条 個別見積単価は、メーカー・商社・問屋並びに特約店等から見積りを徴収したものにより決定するものとする。見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の設計条件となる仕様を指示し、見積り依頼を行う。 見積りは原則として5社以上から<u>実勢取引価格</u>を徴収するものとし、見積単価の決定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>第5章 その他 (その他) 第9条 (省略) 第10条 (省略)</p> <p>(附則) この要領は、平成15年 4月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成17年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成18年 4月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成18年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成19年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成26年 7月 1日から実施する。</p> <p><u>(附則)</u> <u>この要領は、平成29年 9月 1日から実施する。</u></p>	<p>(個別見積単価) 第8条 個別見積単価は、メーカー・商社・問屋並びに特約店等から見積りを徴収したものにより決定するものとする。見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の設計条件となる仕様を指示し、見積り依頼を行う。 見積りは原則として5社以上から徴収するものとし、見積単価の決定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土木工事における一般資材見積単価の決定方法 異常値を排除した平均値とし（異常値とは見積りの平均価格に対し30%以上の差異があるものをいう。以下同様。）、採用単価の有効桁は第6条と同様とする。</p> <p>(2) 施設機械工事における資材見積単価の決定方法 ア 見積価格の最低額とする。 ただし、最低額が異常値の場合は、見積業者に対して見積条件で示した見積仕様（設計材料の形状寸法、品質、規格、強度、納入場所等）及び図面に適合しているか確認を行ったうえで採用するものとする。 イ 特殊でかつ高価な資材を扱う場合は、見積りを充分検討し、採用に当っては事前に本庁担当課と協議する。</p> <p>(3) 建築工事における資材見積単価の決定方法 見積価格の最低額とする。</p> <p>(4) 「類似品」の単価決定 「類似品」を合わせて見積り依頼し単価決定する場合は、市場性（一般的に製造され、かつ市場に流通しているもの）を加味した上で以下によりスライドすることができる。 ※採用単価＝見積り額×スライド（A） スライド率（A）＝直近類似品の掲載単価／直近類似品の見積単価 注）1.スライド率<1とする。 2.スライド率の有効数字は小数点以下3桁とし、4桁目を四捨五入する。 3.掲載単価とは「設計単価」及び「物価資料」に掲載されている単価である。 4.スライドは同一資材（荷重等条件が同一）で規格違いに適用する。 5.見積り額及び見積単価は、第8条（個別見積単価）により決定した単価を採用する。なお、この場合、見積りは1社以上とする。</p> <p>第5章 その他 (その他) 第9条 本庁で定める設計材料単価の決定及び改定に関する事務処理は、農林検査課において行う。 第10条 本要領の運用については、部長が別に定めるところによる。</p> <p>(附則) この要領は、平成15年 4月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成17年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成18年 4月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成18年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成19年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この要領は、平成26年 7月 1日から実施する。</p>

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズA）新旧対照表

改定後農林水産部（農地林務関係）設計材料単価決定要領の運用（新）	改定前農林水産部（農地林務関係）設計材料単価決定要領の運用（旧）																																										
<p>(総則)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(特別調査単価の調査方法及び調査時期)</p> <p>第2条 要領第7条にいう特別調査単価の調査方法及び調査時期は下記による</p> <p>一 調査方法</p> <p>1 調査対象</p> <p>物価調査機関に委託する対象資材は、原則として設計書1件毎に同一規格の合計額が100万円以上になると想定される土木工事一般資材とする。<u>なお、同一市町村内の複数工事で同一規格の資材を使用する場合は、その合計額とする。</u></p> <p>これ以下の少額のものについては、各事務所で見積りを取る。</p> <p>*補足説明：土木工事一般資材とは通常考えられる調査可能な資材で、<u>例えば集排→建築・施設機械工事も含む。</u></p> <p>2 調査手続</p> <p>1) (省略)</p> <p>2) 部長は、調査を物価調査機関に委託する。</p> <p>3) (省略)</p> <p>二 調査時期（予定）</p> <table border="1" data-bbox="241 895 1113 1085"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>依頼時期</th> <th>調査時期</th> <th>結果通知</th> <th>適用日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>2月末日</td> <td>6月初旬</td> <td>6月下旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td><u>7月制定使用材含む</u></td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td><u>6月末日</u></td> <td><u>9月初旬</u></td> <td><u>9月下旬</u></td> <td>結果通知日以降</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>11月末日</td> <td>3月初旬</td> <td>4月下旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>大型補正予算に係る工事発注等で臨時に特別調査が必要となった場合は、上表とは別に物価調査機関に委託できるものとする。この場合、部長は、依頼時期等を定め、農林水産事務所長（本庁にあっては事業担当課長）に調査の実施を通知する。</p> <p>三 その他</p> <p>上記調査時期以外に特別調査が必要となった場合は、農林水産事務所長は物価調査機関に委託できるものとする。</p> <p><u>なお、工程上の理由により、やむを得ず特別調査ができない場合は、個別見積単価を使用することができる。その場合は、本庁担当課と協議し、理由を明確にしておくとともに、見積結果の妥当性を充分検討しなければならない。</u></p> <p>(設計単価の区分)</p> <p>第3条 (省略)</p>	区分	依頼時期	調査時期	結果通知	適用日	備考	第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降	<u>7月制定使用材含む</u>	第2回	<u>6月末日</u>	<u>9月初旬</u>	<u>9月下旬</u>	結果通知日以降		第3回	11月末日	3月初旬	4月下旬	結果通知日以降		<p>(総則)</p> <p>第1条 本運用は、農林水産部（農地林務関係）設計材料単価決定要領（以下、「要領」という。）に基づき、必要な細目について定めるものである。</p> <p>(特別調査方法及び調査時期)</p> <p>第2条 要領第7条にいう特別調査方法及び調査時期は下記による。</p> <p>一 調査方法</p> <p>1 調査対象</p> <p>調査機関に委託する対象資材は、原則として設計書1件毎に同一規格の合計額が100万円以上になると想定される土木工事一般資材とする。</p> <p>これ以下の少額のものについては、各事務所で見積りを取る。</p> <p>*補足説明：土木工事一般資材とは通常考えられる調査可能な資材で、例えば集排・建築・施設機械工事も含む。</p> <p>2 調査手続</p> <p>1) 農林水産事務所長（本庁にあっては事業担当課長）は、調査を依頼する場合は、農林水産部長（以下、「部長」という。）に依頼書（別紙様式-1）を提出する。</p> <p>2) 部長は、調査を調査機関に委託する。</p> <p>3) 部長は、結果を依頼者に通知する。</p> <p>二 調査時期（予定）</p> <table border="1" data-bbox="1263 895 2134 1029"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>依頼時期</th> <th>調査時期</th> <th>結果通知</th> <th>適用日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>2月末日</td> <td>6月初旬</td> <td>6月下旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td>7月制定使用材含む</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>11月末日</td> <td>3月初旬</td> <td>4月下旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>大型補正予算に係る工事発注等で臨時に特別調査が必要となった場合は、上表とは別に調査機関に委託できるものとする。この場合、部長は、依頼時期等を定め、農林水産事務所長（本庁にあっては事業担当課長）に調査の実施を通知する。</p> <p>三 その他</p> <p>上記調査時期以外に特別調査が必要となった場合は、農林水産事務所長は調査機関に委託できるものとする。</p> <p>(設計単価の区分)</p> <p>第3条 設計単価のうち、地域ごとに定める単価（以下、「地区資材単価」という。）は、原則として施工カ所が属する市町村の地区資材単価を適用する。ただし、地区資材単価をそのまま適用</p>	区分	依頼時期	調査時期	結果通知	適用日	備考	第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降	7月制定使用材含む	第2回	11月末日	3月初旬	4月下旬	結果通知日以降	
区分	依頼時期	調査時期	結果通知	適用日	備考																																						
第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降	<u>7月制定使用材含む</u>																																						
第2回	<u>6月末日</u>	<u>9月初旬</u>	<u>9月下旬</u>	結果通知日以降																																							
第3回	11月末日	3月初旬	4月下旬	結果通知日以降																																							
区分	依頼時期	調査時期	結果通知	適用日	備考																																						
第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降	7月制定使用材含む																																						
第2回	11月末日	3月初旬	4月下旬	結果通知日以降																																							

土地改良工事標準積算基準（積算シリーズA）新旧対照表

改定後	改定前
<p>(設計単価の制定時期) 第4条 (省略)</p> <p>(設計単価の改定) 第5条 (省略)</p> <p>(決裁) 第6条 (省略)</p> <p>(消費税) 第7条 (省略)</p> <p>(附則) この運用は、平成15年 4月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成17年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成18年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成19年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成26年 7月 1日から実施する。 ただし、平成26年度の設計単価は平成26年3月に行った調査に基づき決定する。</p> <p>(附則) この運用は、平成28年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成28年10月 1日から実施する。</p> <p><u>(附則)</u> <u>この運用は、平成29年 9月 1日から実施する。</u></p>	<p>することが著しく適正を欠く恐れのある場合は、充分検討の上、隣接地域の設計単価を適用することができるものとする。 なお、その場合は事前に本庁担当課と協議しなければならない。</p> <p>(設計単価の制定時期) 第4条 設計単価は、毎年6月に行った調査に基づいて価格を決定し、7月1日を適用日として制定する。</p> <p>(設計単価の改定) 第5条 要領第5条2にいう設計単価の改定が必要と判断される場合とは、各月1日時点で、資材単価等が変動する場合とする。</p> <p>(決裁) 第6条 要領第8条により個別見積単価を決定する場合、見積徴収課内決裁により見積り依頼先及び単価の決定を行うものとする。</p> <p>(消費税) 第7条 特別の場合を除き、要領に基づいて使用する材料等の単価は、消費税額を含まない単価とする。</p> <p>(附則) この運用は、平成15年 4月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成17年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成18年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成19年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成26年 7月 1日から実施する。 ただし、平成26年度の設計単価は平成26年3月に行った調査に基づき決定する。</p> <p>(附則) この運用は、平成28年 7月 1日から実施する。</p> <p>(附則) この運用は、平成28年10月 1日から実施する。</p>

改定後	改定前																		
<p>P49 以降削除</p>	<p>資料-4. 土地改良工事積算基準等に関する東海農政局への質疑応答</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 284 1350 331">回答日</th> <th data-bbox="1350 284 1727 331">質 問</th> <th data-bbox="1727 284 2096 331">回 答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 331 1350 611"> <p>2009 5/13</p> </td> <td data-bbox="1350 331 1727 611"> <p>共通仮設費率適用範囲で、安全費の率対象項目として、「表示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料」が率の対象となっていますが、通行止め等の交通規制に伴い、店舗や会社等の案内看板の設置を要望される場合があります。その案内看板は諸経費の率に含まれるものか。</p> </td> <td data-bbox="1727 331 2096 611"> <p>店舗や会社等の案内看板も歩行人の安全のために設置される物ですので安全施設類に含まれると考えられます。よって、安全費の率を含むと考えられます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 611 1350 683"> <p>2009 5/22</p> </td> <td data-bbox="1350 611 1727 683"> <p>建物調査において、外情のみの場合、どの歩掛りを使用するのか</p> </td> <td data-bbox="1727 611 2096 683"> <p>事前及び事後調査における「工作物」の歩掛りを適用。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 683 1350 1026"> <p>2009 6/4</p> </td> <td data-bbox="1350 683 1727 1026"> <p>地質、土質調査業務における解析業務で、資料整理とりまとめ（Ⅰ）の②に「価格は、ボーリング柱状図、コピー代を含む。」とあり、資料整理とりまとめ（Ⅱ）の①に「ボーリング柱状図の作成」とありますが、資料整理とりまとめ（Ⅰ）にあるボーリング柱状図は、ボーリング柱状図の評価及び考察を行うこと（作成は含まない）との考えでよろしいですか。</p> </td> <td data-bbox="1727 683 2096 1026"> <p>資料整理とりまとめ（Ⅱ）のボーリング柱状図作成は、一般調査業務費であり、ボーリング現場において柱状図を作成する作業です。 資料整理取りまとめ（Ⅱ）によって作成された柱状図を基に解析等調査業務費の資料整理取りまとめ（Ⅰ）において、報告書用に柱状図を完成させることとなります。 つまり、柱状図の作成は（Ⅱ）と（Ⅰ）の作業両方を行って完成するため、（Ⅱ）にも柱状図の作成を含んでいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 1026 1350 1265"> <p>2009 6/10</p> </td> <td data-bbox="1350 1026 1727 1265"> <p>土地改良工事積算基準（施設機械）の据付間接比率（木門設備）の工種に「維持修繕」が追加されましたが、その「維持修繕」の語句の定義又は、どの程度・どの範囲までをいうのが教えてください。</p> </td> <td data-bbox="1727 1026 2096 1265"> <p>対象施設の全面更新以外の部分的な維持修繕（機能復旧）を行う場合に適用します。 また、据付間接費は製作工場の据付工事部門を管理運営する費用であるため、工場から派遣された技術者による現地での修理・修繕や、扉体等を撤去し工場に持ち帰り補修後、設けする工事等も該当します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 1265 1350 1473"> <p>2009 7/10</p> </td> <td data-bbox="1350 1265 1727 1473"> <p>測量業務と、用地測量業務を一括で発注する場合、諸経費は測量業務と用地測量業務を合算して算定する考えでよろしいか。 測量業務の価格積算は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）で行っています。 用地測量業務の価格積算は、土地改良事業用地</p> </td> <td data-bbox="1727 1265 2096 1473"> <p>測量業務と用地測量業務では業務内容が異なることから、測量業務に関する場合であれば「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に基づいて業務費を算定し、用地測量業務に関する場合であれば「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領」に基づいて業務費を算定</p> </td> </tr> </tbody> </table>	回答日	質 問	回 答	<p>2009 5/13</p>	<p>共通仮設費率適用範囲で、安全費の率対象項目として、「表示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料」が率の対象となっていますが、通行止め等の交通規制に伴い、店舗や会社等の案内看板の設置を要望される場合があります。その案内看板は諸経費の率に含まれるものか。</p>	<p>店舗や会社等の案内看板も歩行人の安全のために設置される物ですので安全施設類に含まれると考えられます。よって、安全費の率を含むと考えられます。</p>	<p>2009 5/22</p>	<p>建物調査において、外情のみの場合、どの歩掛りを使用するのか</p>	<p>事前及び事後調査における「工作物」の歩掛りを適用。</p>	<p>2009 6/4</p>	<p>地質、土質調査業務における解析業務で、資料整理とりまとめ（Ⅰ）の②に「価格は、ボーリング柱状図、コピー代を含む。」とあり、資料整理とりまとめ（Ⅱ）の①に「ボーリング柱状図の作成」とありますが、資料整理とりまとめ（Ⅰ）にあるボーリング柱状図は、ボーリング柱状図の評価及び考察を行うこと（作成は含まない）との考えでよろしいですか。</p>	<p>資料整理とりまとめ（Ⅱ）のボーリング柱状図作成は、一般調査業務費であり、ボーリング現場において柱状図を作成する作業です。 資料整理取りまとめ（Ⅱ）によって作成された柱状図を基に解析等調査業務費の資料整理取りまとめ（Ⅰ）において、報告書用に柱状図を完成させることとなります。 つまり、柱状図の作成は（Ⅱ）と（Ⅰ）の作業両方を行って完成するため、（Ⅱ）にも柱状図の作成を含んでいます。</p>	<p>2009 6/10</p>	<p>土地改良工事積算基準（施設機械）の据付間接比率（木門設備）の工種に「維持修繕」が追加されましたが、その「維持修繕」の語句の定義又は、どの程度・どの範囲までをいうのが教えてください。</p>	<p>対象施設の全面更新以外の部分的な維持修繕（機能復旧）を行う場合に適用します。 また、据付間接費は製作工場の据付工事部門を管理運営する費用であるため、工場から派遣された技術者による現地での修理・修繕や、扉体等を撤去し工場に持ち帰り補修後、設けする工事等も該当します。</p>	<p>2009 7/10</p>	<p>測量業務と、用地測量業務を一括で発注する場合、諸経費は測量業務と用地測量業務を合算して算定する考えでよろしいか。 測量業務の価格積算は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）で行っています。 用地測量業務の価格積算は、土地改良事業用地</p>	<p>測量業務と用地測量業務では業務内容が異なることから、測量業務に関する場合であれば「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に基づいて業務費を算定し、用地測量業務に関する場合であれば「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領」に基づいて業務費を算定</p>
回答日	質 問	回 答																	
<p>2009 5/13</p>	<p>共通仮設費率適用範囲で、安全費の率対象項目として、「表示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料」が率の対象となっていますが、通行止め等の交通規制に伴い、店舗や会社等の案内看板の設置を要望される場合があります。その案内看板は諸経費の率に含まれるものか。</p>	<p>店舗や会社等の案内看板も歩行人の安全のために設置される物ですので安全施設類に含まれると考えられます。よって、安全費の率を含むと考えられます。</p>																	
<p>2009 5/22</p>	<p>建物調査において、外情のみの場合、どの歩掛りを使用するのか</p>	<p>事前及び事後調査における「工作物」の歩掛りを適用。</p>																	
<p>2009 6/4</p>	<p>地質、土質調査業務における解析業務で、資料整理とりまとめ（Ⅰ）の②に「価格は、ボーリング柱状図、コピー代を含む。」とあり、資料整理とりまとめ（Ⅱ）の①に「ボーリング柱状図の作成」とありますが、資料整理とりまとめ（Ⅰ）にあるボーリング柱状図は、ボーリング柱状図の評価及び考察を行うこと（作成は含まない）との考えでよろしいですか。</p>	<p>資料整理とりまとめ（Ⅱ）のボーリング柱状図作成は、一般調査業務費であり、ボーリング現場において柱状図を作成する作業です。 資料整理取りまとめ（Ⅱ）によって作成された柱状図を基に解析等調査業務費の資料整理取りまとめ（Ⅰ）において、報告書用に柱状図を完成させることとなります。 つまり、柱状図の作成は（Ⅱ）と（Ⅰ）の作業両方を行って完成するため、（Ⅱ）にも柱状図の作成を含んでいます。</p>																	
<p>2009 6/10</p>	<p>土地改良工事積算基準（施設機械）の据付間接比率（木門設備）の工種に「維持修繕」が追加されましたが、その「維持修繕」の語句の定義又は、どの程度・どの範囲までをいうのが教えてください。</p>	<p>対象施設の全面更新以外の部分的な維持修繕（機能復旧）を行う場合に適用します。 また、据付間接費は製作工場の据付工事部門を管理運営する費用であるため、工場から派遣された技術者による現地での修理・修繕や、扉体等を撤去し工場に持ち帰り補修後、設けする工事等も該当します。</p>																	
<p>2009 7/10</p>	<p>測量業務と、用地測量業務を一括で発注する場合、諸経費は測量業務と用地測量業務を合算して算定する考えでよろしいか。 測量業務の価格積算は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）で行っています。 用地測量業務の価格積算は、土地改良事業用地</p>	<p>測量業務と用地測量業務では業務内容が異なることから、測量業務に関する場合であれば「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に基づいて業務費を算定し、用地測量業務に関する場合であれば「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領」に基づいて業務費を算定</p>																	

改定後	改定前	
		<p>調査等請負業務事務処理要領によって行っています。</p> <p>従いまして、一括発注する場合の諸経費については、個々の積算基準に基づいて業務費を算定し、合算するものと考えています。</p> <p>※「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」では、「測量業務と地質・土質調査業務及び設計業務を一括して発注する場合は、個々の積算基準に基づき業務費を算定し、合算するものとする。」と定められています。</p>
	<p>2009/8/31</p> <p>土地改良設計基準（土木工事）で、共通仮設費率適用範囲の技術管理費の内、別途加算できる項目で、「1（3）土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用」となっています。</p> <p>「土木工事施工管理基準」P.146 道路工：セメント・石灰安定処理工には、材料で配合試験等が項目として記載されていますが、他の工種で似たような混合処理を行う場合、例えば、水路工で基礎地盤をセメント改良したり、ため池の補削土・浚渫土をセメント改良したりする場合の材料の配合試験に要する費用は諸経費に含まれていないと解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>農林水産省の考えとしては、品質管理を行うものについては、共通仮設費の率に含むとしています。</p> <p>ご質問のケースの場合、安定処理工は、水路工の品質管理の項目にありませんので、別途計上になります。</p>
	<p>2009/9/8</p> <p>電子納品等に要する費用について、工事では土地改良工事積算基準（土木工事）で、技術管理費の率の対象と記載があります。</p> <p>施設機械でも、土地改良工事積算基準（施設機械）に率に含まれる技術管理費に記載があります。</p> <p>電子納品等に要する費用について、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）にはそうした記載が無いようですが、諸経費に含まれると解してよろしいでしょうか。</p> <p>地質土質調査業務</p> <p>地質調査業務において、解析等調査業務の「総合解析とりまとめ」を計上した場合、「単価は、コピー代等含む」とあります。</p>	<p>電子納品等に要する費用については、積上げで対応しているところです。</p> <p>農林水産省では、業務報告書を電子納品と併せて成果物の出力をファイル綴りで提出する場合、次の①～③を計上しています。</p> <p>①コピー代 ②ファイル代 ③CD-R代</p> <p>「総合解析とりまとめ」の単価には、業務報告書を電子納品と併せて成果物の出力をファイル綴りで提出する場合の①コピー代、②ファイル代、③CD-R代は含まれていません。そのため、別途計上が必要です。</p>

改定後	改定前	
	<p>業務報告書を電子納品と併せて成果物の出力をファイル綴りで提出する場合、「総合解析とりまとめ」には、①コピー代、②ファイル代、③CD-R 代の全てが含まれていると解してよろしいでしょうか。</p>	
	<p>2010 6/8</p> <p>① 施設機械（水門設備）の積算によりますと起伏水門の適用は「鋼製の起伏ゲートでトルク軸式」と記載されています（H21 年度の積算基準（施設機械）P64 の（注 3）及び部材指示図 P263～265 より）。</p> <p>また、設計基準「頭首工」P416 によれば起伏ゲートの扉体構造の分類として a. トルク軸タイプ・b. 横主桁タイプ・c. 魚腹タイプ、開閉装置での分類として a. 堰住部に設ける側端支持方式・b. 中間部に設ける背面支持方式、また、開閉機構での分類として a. 機械式・b. 油圧式となっています。</p> <p>今回の質問は「油圧シリンダを使用した横主桁タイプ背面支持方式」の水門施設を積算する場合、この積算基準の「トルク軸式」を適用して積算を行っても良いでしょうか。</p> <p>② H21 年度の積算基準（施設機械）P79 の（小形水門設備）の積算で、2 段ゲートの場合は上段扉と下段扉の足した面積を扉面積として積算してよろしいでしょうか。</p>	<p>① 鋼製の起伏ゲートにおいて、油圧シリンダを使用した横主桁タイプの背面支持方式を積算する場合、積算基準は適用できません。よって、積算を行う場合は見積（扉体、戸当り、開閉装置）により対応をお願いします。</p> <p>② 2 段ゲートの場合、上段扉と下段扉で個々の面積に対して製作工数を算出し、上段扉と下段扉を合わせて 1 門として据付工数を算出することとします。</p> <p>上段扉、下段扉が同一形式、同一寸法の場合は、H21 積算基準（施設機械）P63 の「製作門数による補正係数」の計上を行います。</p> <p>なお、設計水深が異なることで部材厚が異なる場合は、同一寸法とならず、補正の対象となりません。</p>
	<p>2010 6/15</p> <p>土地改良工事積算基準（土木工事）の土工・機械施工の共通事項で、片切掘削の 人力併用機械掘削ではバックホウによる掘削と一部人力による切崩の組合せによる作業と説明が書かれていますが、バックホウによる積み込み手間が含まれているのか、はっきり分かりません。積み込み手間の有無について教えてください。</p>	<p>現行標準歩掛／機械施工共通事項／3、掘削法にて、『片切掘削：BH による掘削と一部人力による切崩し・・・』と記載しており、本歩掛に含まれる作業内容は「掘削作業のみ」であることから、運搬機械等への積込が必要な場合は、別途積込作業に要する経費を計上する。</p>
	<p>2010 6/22</p> <p>土地改良工事積算基準（施設機械）</p> <p>① 既設排水機場の撤去工事を積算するにあたり、電気通信設備については歩掛の考え方が積算基準に示されているが、他の設備（ポンプ設</p>	<p>① 既設排水機場の撤去工事（再利用しない）場合、電気通信設備については、基準に記載されているとおり、標準歩掛に P155 の率を適用するが、ポンプ設備、除塵設備、水門設備につ</p>

改定後	改定前	
		<p>備、除塵機水門設備）の撤去歩掛は何を適用すればよいでしょうか。</p> <p>② また、上記積算時に係る諸経費のうち、設計技術費は計上する必要がありますか。</p>
	<p>2010 7/5</p>	<p>土地改良工事積算基準（土木工事）の共通仮設費率適用範囲の安全費（率計上）には「標示板、標識、保安柵、防護柵、バリゲード等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料」と記載されているが、防護柵には「防音」を考慮した資材は含まれるのか。</p>
	<p>2010 8/11</p>	<p>土地改良工事積算基準（土木工事）の共通仮設費算定基準で、共通仮設費算定の対象金額に含めないとされている「簡易組立式橋梁、PC桁、門扉、……、大型遊具（設計製作品）、……の購入費」について、「簡易組立式橋梁」「門扉」「大型遊具」等の定期、範囲を教えてください。</p> <p>「簡易組立式橋梁、……（の購入費）」と同一の名称でなくても、現場搬入後の製作作業が不要で簡単な組立・据付作業のみで完成する製品は、全て、率計算による共通仮設費算定の対象外になりますか。ベンチ、パーゴラ等の休憩施設は「大型遊具」に含まれますか。</p> <p>国営事業では、防護柵に「防音」を考慮した資材を含めていない。騒音対策は、土地改良工事積算基準 P15 において、事業損失防止費で積み上げ計上することになっている。</p> <p>国営事業では、共通仮設費算定の対象金額に含めないとされている「簡易組立式橋梁、PC桁、門扉、……、大型遊具（設計製作品）、……の購入費」について、「簡易組立式橋梁」「門扉」等を次のように定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易組立式橋梁：応急用橋梁として開発された組立式橋梁で、主に、災害時の応急橋、工事用棧橋、仮設橋等を対象とする。 ・門扉：人の出入りする門扉であり、規格の大小は問わない。ただし、ネットフェンス等、柵と同規格の門扉は除く。 ・ポンプ：揚排水を目的として使用するポンプで、種類、規格の大小は問わず全て対象とする。 ・グレーディング床版：平鋼や鉄筋を格子状に組んだ橋梁用床版で、規格の大小は問わず、全て対象とする。（道路用側溝、施設内デッキに使用するものは含まない） ・大型遊具につきましては、平成10年8月17日付け事務連絡（建設省都市局公園緑地課）で、次のように制定されています。「大型遊具とは実施設計等でコンクリートに設計させたオリジナル製品としカタログに掲載されている製品は含まないこととしている。（カタログ製品を複数直接組み合わせたものは大型遊具と見なすがカタログ製品単体のものは含まないこととしている。）注文生産であっても、カタログ

改定後	改定前																					
		<p>に掲載されている道具は、一般に流通しているものと考えられ大型遊具の定義には該当しない。」</p>																				
	<p>2010 9/28</p> <p>農村振興局整備部設計課施工企画調整室積算基準第2係長からの平成13年5月24日付事務連絡「場内舗装における施工機械の機種選定について(改正)」の文書は適用中ではあるが、歩掛改正があり区分が変更になっていると9月27日回答を頂きました。</p> <p>アスファルト舗装工の幅区分は分かりましたが、車道・歩道の使い分け、及び路盤工での幅区分、車道・歩道の使い分けが分かりません。以前の様な区分表をいただけないでしょうか。</p>	<p>基本的には、積算基準の車道舗装の考え方は、(H13年の事務連絡も同様な考え方です。)車道と歩道の使い分けについて、路盤工においては、道路幅により適用できない機械があるため、歩道の歩掛を適用します。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1359 836 1480 868">舗設幅 b</th> <th colspan="2" data-bbox="1480 836 1778 868">アスファルト舗装</th> <th colspan="2" data-bbox="1778 836 2094 868">路盤工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1359 868 1480 991">3.0 < b</td> <td data-bbox="1480 868 1570 991">敷均及び締固作業 (車道)</td> <td data-bbox="1570 868 1778 991">アスファルトフィニッシュ (ホイール型 2.4~6.0m) マダモロー(10~12t) タイヤロー(8~20t)</td> <td data-bbox="1778 868 1868 991">不陸整正 及び路盤工 (車道)</td> <td data-bbox="1868 868 2094 991">ミキサーロー(3.1m) マダモロー(10~12t) タイヤロー(8~20t)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 991 1480 1171">1.4 ≤ b ≤ 3.0</td> <td data-bbox="1480 991 1570 1171">敷均及び締固作業 (歩道) (車道)</td> <td data-bbox="1570 991 1778 1171">アスファルトフィニッシュ ホイール型 1.4~3.0m 振動ロー (搭乗式コンバインド型 3~4t)</td> <td data-bbox="1778 991 1868 1171">不陸整正 及び路盤工 (歩道)</td> <td data-bbox="1868 991 2094 1171">小型バックホ (クロー型山積 0.11m³ 平積 0.08m³) 振動ロー (搭乗式コンバインド型 3~4t)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1171 1480 1348">b < 1.4</td> <td data-bbox="1480 1171 1570 1348">締固作業 (人力施) 工 (車道)</td> <td data-bbox="1570 1171 1778 1348">振動ロー コンバインド式 0.5~0.6t 振動コンバク 前進型 40~60kg</td> <td data-bbox="1778 1171 1868 1348">不陸整正 及び路盤工 (歩道)</td> <td data-bbox="1868 1171 2094 1348">小型バックホ (クロー型山積 0.11m³ 平積 0.08m³) 振動ロー (搭乗式コンバインド型 3~4t)</td> </tr> </tbody> </table>		舗設幅 b	アスファルト舗装		路盤工		3.0 < b	敷均及び締固作業 (車道)	アスファルトフィニッシュ (ホイール型 2.4~6.0m) マダモロー(10~12t) タイヤロー(8~20t)	不陸整正 及び路盤工 (車道)	ミキサーロー(3.1m) マダモロー(10~12t) タイヤロー(8~20t)	1.4 ≤ b ≤ 3.0	敷均及び締固作業 (歩道) (車道)	アスファルトフィニッシュ ホイール型 1.4~3.0m 振動ロー (搭乗式コンバインド型 3~4t)	不陸整正 及び路盤工 (歩道)	小型バックホ (クロー型山積 0.11m ³ 平積 0.08m ³) 振動ロー (搭乗式コンバインド型 3~4t)	b < 1.4	締固作業 (人力施) 工 (車道)	振動ロー コンバインド式 0.5~0.6t 振動コンバク 前進型 40~60kg	不陸整正 及び路盤工 (歩道)	小型バックホ (クロー型山積 0.11m ³ 平積 0.08m ³) 振動ロー (搭乗式コンバインド型 3~4t)
舗設幅 b	アスファルト舗装		路盤工																			
3.0 < b	敷均及び締固作業 (車道)	アスファルトフィニッシュ (ホイール型 2.4~6.0m) マダモロー(10~12t) タイヤロー(8~20t)	不陸整正 及び路盤工 (車道)	ミキサーロー(3.1m) マダモロー(10~12t) タイヤロー(8~20t)																		
1.4 ≤ b ≤ 3.0	敷均及び締固作業 (歩道) (車道)	アスファルトフィニッシュ ホイール型 1.4~3.0m 振動ロー (搭乗式コンバインド型 3~4t)	不陸整正 及び路盤工 (歩道)	小型バックホ (クロー型山積 0.11m ³ 平積 0.08m ³) 振動ロー (搭乗式コンバインド型 3~4t)																		
b < 1.4	締固作業 (人力施) 工 (車道)	振動ロー コンバインド式 0.5~0.6t 振動コンバク 前進型 40~60kg	不陸整正 及び路盤工 (歩道)	小型バックホ (クロー型山積 0.11m ³ 平積 0.08m ³) 振動ロー (搭乗式コンバインド型 3~4t)																		

改定後	改定前		
	2010 10/5	土地改良工事積算参考資料(施設機械) 第5章 運転管理業務 3-2 一般管理費等 「一般管理費及び付加利益よりなり、諸経費として計上する。」とされていますが、公益法人を対象とする場合でも、特に規定されていないので、諸経費率の低減は必要ないとしてよろしいか。	運転管理業務には、公益法人を対象とした諸経費の低減が記載されていないことから、必要はありません。